

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 30 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、2014 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

2018 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）」（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を 2019 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

特定共済組合及び特定共済組合連合会等（全国を地区とするものを除く。）の経営の健全性を判断するための基準の策定（58 条の 4）並びに施行令 33 条 2 号に基づき経済産業局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に 2020 年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

施行令 12 条に基づき経済産業局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に 2020 年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭 45 法 96）

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令（27 条）については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基

づいて必要な措置を講ずる。

(4) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)

経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

(5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)

地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【内閣府】

(1) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

【文部科学省】

(1) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

【厚生労働省】

(1) 介護保険法（平 9 法 123）

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115 条の 32 から 115 条の 34）に係る事務・権限については、中核市に移譲する。

(2) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(3) 療育手帳制度に関する事務

療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に 2018 年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)

(i) 児童福祉法 (昭 22 法 164) による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 (別表 2 の 9) において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則 (昭 23 厚生省令 11) 7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付 (船員保険法 (昭 14 法 73) による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法 (昭 22 法 50) による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法 (昭 26 法 191) に基づく障害補償) に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。

(関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)

[措置済み (平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平 26 法 50) による特定医療

費の支給に関する事務（別表2の119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平26厚生労働省令121）8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。

（関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省）

〔措置済み（平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

【内閣府】

（1）災害救助法（昭22法118）

（i）借上型仮設住宅の供与（4条1項1号）については、以下のとおりとする。

- ・被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。
- ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。

（ii）救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。

（2）児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能である

ことを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 事業所内保育事業（児童福祉法 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）については、地域の実情を踏まえ、満 3 歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設（同令 6 条 1 項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・連携施設に関する経過措置（同令附則 3 条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- ・市町村長（特別区の長を含む。）が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同令 6 条 2 項に定める要件の全てを満たすと認める場合には、同条 3 項に定める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることを措置する。

(関係府省：厚生労働省)

[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 65 号）)]

- ・保育所型事業所内保育事業（同令 43 条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。）について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令 6 条 3 号）については、企業主導型保育施設又は認可外保

育施設（児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 30 年 2 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成 30 年 2 月 16 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）]

（５）教育職員免許法（昭 24 法 147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）附則 5 条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（６）災害対策基本法（昭 36 法 223）

（i）罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、航空写真等による判定を可能とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正し、その旨を地方公共団体に 2017 年度中に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年内閣府政策統括官（防災担当））一部改定、平成 30 年 3 月災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成 20 年内閣府政策統括官（防災担当））一部改定）]

(ii) 指定緊急避難場所の指定（49条の4第1項）については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。

（関係府省：総務省）

(7) 所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法225条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：金融庁及び財務省）

(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(8) 住民基本台帳法（昭42法81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。

（関係府省：総務省）

[措置済み（平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

(9) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82）

災害援護資金の貸付け（10条）については、以下のとおりとする。

- ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。

- ・災害援護資金の貸付けに係る保証人（施行令 8 条）については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととするを、2019 年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
- ・災害援護資金の償還方法（施行令 7 条 3 項）については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを 2019 年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。

(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3 条 6 項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(11) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。

- (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）における加算額の配分方法等については、2018 年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(12) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省)

[措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

- (iii) マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。
- (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

- ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等
- ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)

また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

(15) 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。

(関係府省：環境省)

(16) 地方創生道整備推進交付金

林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。

(関係府省：農林水産省)

【警察庁】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

（２）火薬類取締法（昭 25 法 149）

（i）火薬類の譲受けの許可（17 条）については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）18 条の 2）等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業（同法 14 条の 2）を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。

（関係府省：経済産業省及び環境省）

（ii）指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。

（関係府省：経済産業省及び環境省）

（３）道路交通法（昭 35 法 105）

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証（107 条の 2）で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に 2018 年度中に周知する。

（４）消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業

消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019 年度中に周知する。

（関係府省：総務省）

【金融庁】

（１）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき

設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

(2) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法 225 条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び財務省)

【消費者庁】

(1) 健康増進法（平 14 法 103）

申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務（26 条 2 項）については、廃止する。

【総務省】

(1) 地方自治法（昭 22 法 67）

(i) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収（231 条の 2）については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設（244 条）に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例（260条の38）については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。

[措置済み（平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）]

（2）地方自治法（昭22法67）、地方税法（昭25法226）及び国民健康保険法（昭33法192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。

（関係府省：財務省及び厚生労働省）

（3）公職選挙法（昭25法100）

(i) 投票所入場券の交付（施行令31条1項）については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。

(ii) 投票管理者（37条2項）及び投票管理者の職務代理者（施行令24条1項）の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 投票立会人（38条1項）の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（4）放送法（昭25法132）

小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。

（5）地方税法（昭25法226）

都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則 7 条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会との協議結果を踏まえて関係省令を改正し、2019 年 1 月から地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した申告特例通知書の電子的送付を可能とする。

[措置済み（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）、平成 30 年 4 月 1 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知）]

（6）地方公務員法（昭 25 法 261）

（i）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平 29 法 29）で新たに導入される会計年度任用職員（改正後の地方公務員法 22 条の 2）に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に 2018 年中に周知を行う。

[措置済み（平成 30 年 10 月 18 日総務省自治行政局公務員部長通知）]

（ii）職員の営利企業への従事等の制限（38 条）については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に 2019 年度中に必要な情報提供を行う。

（iii）人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に 2019 年度中に情報提供を行う。

また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。

（7）災害対策基本法（昭 36 法 223）

指定緊急避難場所の指定（49 条の 4 第 1 項）については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に 2019 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

(8) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018 年中に住民基本台帳事務処理要領（昭 42 自治省）を改正する。

[措置済み（平成 30 年 11 月 27 日付け総務省自治行政局長通知）]

(9) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

[措置済み（平成 30 年 11 月 27 日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

(10) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。

- ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に 2018 年中に通知する。

（関係府省：文部科学省）

- ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。

（関係府省：文部科学省）

(11) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平 18 法 51）

地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017 年度末までの官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小

委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。

[措置済み（平成 30 年 4 月 5 日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡）]

(12) 統計法（平 19 法 53）

(i) 国勢調査（5 条 2 項）の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(ii) 国勢調査（5 条 2 項）調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 国勢調査（5 条 2 項）調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平 19 法 94）

地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告（3 条 1 項、22 条 1 項）については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法

50) による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）

〔措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

- (ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）

〔措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

- (iii) 氏名・住所等の記載事項変更後の、通知カードに付属する交付申請書を利用した個人番号カードの申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付可能となったことを、地方公共団体に 2018 年中に周知する。

〔措置済み（平成 30 年 9 月 26 日付け総務省自治行政局長通知）〕

- (iv) 郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を 2019 年度中に公表する。

(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(16) 行政不服審査法（平 26 法 68）

地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則 6 条に基づき、同法施行後 5 年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018 年度交付分から毎年度 2 月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。

(18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査

地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のため WEB 会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業

消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事

項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。

- ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019 年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：警察庁)

- ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【法務省】

(1) 不動産登記法（平 16 法 123）

電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020 年度から運用を開始する。

(2) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業については、2019 年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に 2018 年度中に周知する。

【外務省】

(1) 地方自治法（昭 22 法 67）及び旅券法（昭 26 法 267）

都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料（地方自治法 227 条及び旅券法 20 条 2 項）については、2018 年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）における旅券発給申請方法等の

デジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度（地方自治法 252 条の 17 の 2）に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【財務省】

（1）地方自治法（昭 22 法 67）、地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に 2018 年中に通知する。[再掲]
（関係府省：総務省及び厚生労働省）

（2）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

（3）社会福祉法（昭 26 法 45）及び国有財産特別措置法（昭 27 法 219）

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

- ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：厚生労働省）

- ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(関係府省：厚生労働省)

(4) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法 225 条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び金融庁)

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）

高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に 2018 年中に通知する。

[措置済み（平成 30 年 9 月 20 日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）]

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平 24

法 65) 59 条 5 号) に従事する者及びその員数 (34 条の 8 の 2 第 2 項) に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後 3 年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(3) 児童福祉法 (昭 22 法 164) 及び認定こども園施設整備交付金

(i) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。

(関係府省：厚生労働省)

(ii) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

[措置済み (平成 30 年 2 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成 30 年 2 月 16 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]

(4) 教育職員免許法 (昭 24 法 147)

(i) 特別非常勤講師の任用に係る届出 (3 条の 2 第 2 項) については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に 2018 年中に周知する。

[措置済み (平成 30 年 11 月 29 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]

(ii) 旧免許状所持現職教員 (附則 2 条 2 項) が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者 (2 条 2 項) への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に 2018 年中に周知する。

[措置済み (平成 30 年 11 月 29 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]

(iii) 教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

（6）社会教育法（昭24法207）、図書館法（昭25法118）、博物館法（昭26法285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

（7）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭29法144）

特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に 2018 年中に周知する。

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

- (i) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）]

- (ii) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(9) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。

- ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

- ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。[再掲]

(関係府省：総務省)

(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3 条 6 項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に

2018 年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(11) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平 22 法 18）

高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を 2019 年度から開始する。

(12) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）における加算額の配分方法等については、2018 年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(13) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、e ラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、e ラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事

務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府、総務省、財務省及び厚生労働省)

【厚生労働省】

(1) 健康保険法（大 11 法 70）

(i) 2018 年度診療報酬改定において、遠隔で行われた場合の病理診断（テレパソロジー）については、デジタル病理画像のみを用いて病理診断を行った場合に、病理診断料の算定を可能とするとともに、保険医療機関に勤務する医師が ICT を活用して自宅等で読影した場合にも、院内での読影に準じた病理診断料の算定を可能とする。

[措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）]

(ii) 2018 年度診療報酬改定において、障害児（者）リハビリテーション料の常勤医師の配置に関する施設基準については、一定時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置した場合でも基準を満たすこととする。

[措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）]

(iii) 2018 年度診療報酬改定において、がん診療に係る外来放射線治療加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関が、他医療機関に入院中の患者に対して放射線治療を実施した場合にも、当該加算を認めることとする。

[措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）]

(iv) 公費負担医療における高額療養費の算定については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）附則 2 条に基づき、同法施行後 5 年以内を目途として行われる検討の結果や、地方公共団体及び保険者の事務

負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 地方自治法（昭 22 法 67）、地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に 2018 年中に通知する。[再掲]
(関係府省：総務省及び財務省)

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 5 号）に従事する者及びその員数（34 条の 8 の 2 第 2 項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後 3 年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

(ii) 児童養護施設等における看護師加算については、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の支援を行う職員の配置の推進等を行う「乳児院等多機能化推進事業」を創設する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）]

(iii) 医療型児童発達支援（6 条の 2 の 2 第 3 項）の医師の配置要件については、非常勤医師であっても可能であることを地方公共団体に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡）]

(iv) 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例については以下のとおりとする。

・特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基

準を定める省令（平 23 厚生労働省令 112）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合には、公示地価要件を緩和する。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 62 号））]

- ・特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平 23 政令 289））については、3 年間延長する。

(v) 一時預かり事業の職員配置（施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、子育て支援員（地域型保育）又は子育て支援員（一時預かり事業）1 名とすることを可能とする。

(vi) 禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由（18 条の 5 第 2 号及び第 3 号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、省令を改正し、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことを可能とする。

[措置済み（児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 26 号））]

(vii) 児童発達支援（6 条の 2 の 2 第 2 項）については、共生型障害児通所支援制度及びその基準を創設し、利用児童が少数である地域においても、既存の指定介護保険事業所及び指定障害福祉サービス事業所が児童発達支援の指定を受けやすくなるよう、基準の特例を設ける。

[措置済み（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(平成 30 年厚生労働省令第 3 号)]

- (viii) 児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)を 2018 年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
 - (ix) 児童館(40 条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)38 条 2 項)の員数については、児童の遊びを指導する者 1 名とそれ以外の者 1 名とすることが可能であることを 2018 年度中に明確化する。
 - (x) 保育士の欠格事由(18 条の 5 第 2 号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
 - (xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令 38 条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - (xii) 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (4) 児童福祉法(昭 22 法 164)、雇用保険法(昭 49 法 116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 3 法 76)
- 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。
- ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に 2018 年度中に通知する。
 - ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、

2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(i) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援専門員の確保の観点から、専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する行動障害支援体制加算等を創設する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 102 号））]

(ii) 障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

(iii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

近隣の保育所等が連携し、1 か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 事業所内保育事業については、地域の実情を踏まえ、満 3 歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年

度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 61)のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・連携施設に関する経過措置(同令附則 3 条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

- ・市町村長(特別区の長を含む。)が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同令 6 条 2 項に定める要件の全てを満たすと認める場合には、同条 3 項に定める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることを措置する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 65 号))]

- ・保育所型事業所内保育事業について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令 6 条 3 号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(8) 児童福祉法(昭 22 法 164)及び認定こども園施設整備交付金

(i) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

(ii) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

[措置済み(平成30年2月16日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]

(9) 食品衛生法(昭22法233)

農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。

(10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)

(i) 火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。

(ii) 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して2018年度中に通知する。

また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

(11) 旅館業法(昭23法138)

移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空

き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」（平 28 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長）の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(12) 医療法（昭 23 法 205）

病院、診療所又は助産所の管理者については、都道府県知事等の許可を受けた場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者との兼務が可能であることを明確化する。

[措置済み(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 79 号))]

(13) 教育職員免許法（昭 24 法 147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）附則 5 条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(14) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

(15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

精神医療審査会の開催・議決については、予備委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(16) 生活保護法（昭 25 法 144）

(i) 費用返還義務（63 条）に基づき生じる債権については、国税徴収の例により徴収することのできる請求権には破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと（破産法（平 16 法 75）253 条 1 項 1 号）及び当該請求権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること（同法 163 条 3 項）に鑑み、国税徴収の例により徴収することを可能とする。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号））]

(ii) 費用返還義務（63 条）に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号））]

(iii) 保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会（29 条 1 項）については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努める。

また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018 年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。

(iv) 保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査（29 条）のうち、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）7 条 1 項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に 2018 年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。

(v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 社会福祉法（昭 26 法 45）

国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業（2条3項8号）については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質を確保するため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対し、都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、国、都道府県、市町村、特別区及び社会福祉法人以外の者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認することを可能とするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改める。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号））]

(18) 社会福祉法（昭 26 法 45）及び国有財産特別措置法（昭 27 法 219）

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

- ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。[再掲]
（関係府省：財務省）
- ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。[再掲]
（関係府省：財務省）

(19) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」（施行規則27条の14の2第1項3号）に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。

(20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）

へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 老人福祉法（昭 38 法 133）

(i) サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭 41 厚生省令 19）12 条 6 項）については、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加するよう、省令を改正する。

[措置済み（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 102 号））]

(ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(22) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018 年度中に検討の方向性を示した上で、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防法（昭 25 法 247）に基づき市区町村が行う犬の登録（同法 4 条）の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：環境省）

(24) 雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018 年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

- ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。
- ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項

の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

(25) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

- (i) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者にとって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- (ii) 喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。

また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。

[措置済み（平成 30 年 7 月 10 日付け厚生労働省事務次官通知）]

(27) 介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 介護保険料の特別徴収（135 条）については、介護保険の被保険者が特別徴収の対象となる年金を複数受給している場合、このうちいずれかが年額 18 万円以上であれば、介護保険料の特別徴収を実施することが可能であることを、地方公共団体に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 6 日厚生労働省老健局全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議）]

- (ii) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修（以下この事項において「研修」という。）については、代表者の変更の届出を行う場合に、研修が開催されていないことに

より、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者変更の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに、研修を修了することで差し支えないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平 18 厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課）を改正する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知）]

- (iii) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス（平 27 厚生労働省告示 95）については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。

[措置済み（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号））]

- (iv) 介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

- (v) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定（115 条の 45 の 5）に係る事務については、地方自治法（昭 22 法 67）に基づく協議会（同法 252 条の 2 の 2）、事務の委託（同法 252 条の 14）、事務の代替執行（同法 252 条の 16 の 2）、一部事務組合（同法 286 条）、広域連合（同法 291 条の 2）等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

- (vi) 要介護認定に係る調査（27 条 2 項）については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vii) 住所地特例（13 条）については、住所地特例対象施設を有する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に 2018 年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）へ入居する事例におい

て、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を 2019 年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021 年度からの第 8 期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

- (i) 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）については、障害種別にかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 31 号））]

- (ii) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、就労移行支援及び就労継続支援の在宅利用を促進する観点から、やむを得ない事由により通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加算を創設する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 82 号））]

- (iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型及びB型）における施設外就労については、施設外就労先において訓練目標に対する達成度の評価を行うことを可能とする。

[措置済み（平成 30 年 4 月 10 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）]

- (iv) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 54 条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

- (v) 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記

載を削除することについて検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vi) 重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(30) 子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平 27 内閣府告示 49) 1条 35 号の 5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(31) 子ども・子育て支援法(平 24 法 65)及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による

研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、e ラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平 25 法 27)

(i) 児童福祉法(昭 22 法 164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表 2 の 9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭 23 厚生省令 11) 7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭 14 法 73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭 22 法 50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭 26 法 191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省)

[措置済み(平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平 26 法 50)による特定医療費の支給に関する事務(別表 2 の 119)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平 26 厚生労働省令 121) 8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭 14 法 73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭 22 法 50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭 26 法 191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省)

[措置済み(平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続

については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

- ・介護保険法施行規則（平 11 厚生省令 36）に規定する被保険者証（同令 27 条 1 項）等
- ・国民健康保険法施行規則（昭 33 厚生省令 53）に規定する被保険者証（同令 7 条 1 項）等
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平 19 厚生労働省令 129）に規定する被保険者証（同令 19 条）等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平 18 厚生労働省令 19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令 23 条 1 項）、地域相談支援受給者証（同令 34 条の 50 第 1 項）及び自立支援医療受給者証（同令 48 条 1 項）並びに療養介護医療受給者証
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭 25 厚生省令 31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令 30 条）

また、身体障害者福祉法施行規則（昭 25 厚生省令 15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令 7 条及び 8 条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府）

（33）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府、総務省、財務省及び文部科学省）

(34) 生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）

(i) 生活困窮者就労準備支援事業（3 条 4 項）の 1 年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に 2018 年中に通知する。

[措置済み（平成 30 年 10 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）]

(ii) 生活困窮者住居確保給付金（6 条）の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(35) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

(i) 指定難病の医療費助成（5 条）に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に 2019 年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。

(ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請（6 条 1 項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則 14 条）については、附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(36) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(37) 肝炎治療特別促進事業

核酸アナログ製剤の認定の更洗手続については、診断書又は検査内容が分か

る資料を提出し認定された者が行う、当該認定以降2回目までの更新手続において、当該資料を省略することを可能とする。また、当該資料を省略した場合には、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。

[措置済み（平成30年3月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）]

(38) 次世代育成支援対策施設整備交付金

次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

(39) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を2018年度中に改正する。

【農林水産省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

(2) 土地改良法（昭24法195）

土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。

・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順

及びそれに要する期間の目安

- ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。
- ・補助金返還を要する場合に係る考え方

[措置済み（平成 30 年 10 月 24 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）]

（３） 漁業法（昭 24 法 267）

海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。

（４） 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭 25 法 169）

- （i）農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書（施行規則 7 条）の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018 年度中に告示を改正する。
- （ii）災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（５） 農地法（昭 27 法 229）

資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平 21 農林水産省経営局、農村振興局）で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018 年度中に同要領を改正する。

（６） 林業・木材産業改善資金助成法（昭 51 法 42）

林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に 2018 年度中に通知

する。

(7) 農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

- (i) 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019 年中に地方公共団体に周知する。
- (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条 3 項）については、廃止する方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認（同法 22 条 2 項）を不要とする方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(8) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平 30 法 68）

生産緑地地区の区域内的の農地（2 条 2 項）については、自らの耕作の事業の用に供するため当該農地の所有者から賃借権等の設定を受けようとする者が作成し、当該農地の所在地を管轄する市町村長に認定された事業計画に従って設定された賃借権に係る賃貸借を行うときは、法定更新（農地法（昭 27 法 229）17 条）が適用されず、賃貸借の期間終了後には、所有者に返還されることとする。

[措置済み(都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成 30 年法律第 68 号))]

(9) 土地改良事業関係補助金

土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。

(10) 国産花きイノベーション推進事業

国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(11) 農地耕作条件改善事業交付金

農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) 地方創生道整備推進交付金

林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(13) 食料産業・6次産業化交付金

食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

(2) 火薬類取締法（昭 25 法 149）

(i) 火薬類の譲受けの許可（17 条）については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）18 条の 2）等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業（同法 14 条の 2）を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。[再掲]

（関係府省：警察庁及び環境省）

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。[再掲]

（関係府省：警察庁及び環境省）

(3) 中小企業信用保険法（昭 25 法 264）

セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2 条 5 項及び 6 項）については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に 2018 年度中に周知する。

(4) 砂利採取法（昭 43 法 74）

砂利採取計画については、2018 年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更（20 条 2 項）として取り扱う事項を規定する。

（関係府省：国土交通省）

(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

【国土交通省】

(1) 鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180)

鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地

域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 建設業法（昭 24 法 100）

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務（44条の4）については、廃止する。

その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。

(3) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

(4) 通訳案内士法（昭 24 法 210）

通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則 16条2項）については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 建築基準法（昭 25 法 201）

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限（51条）については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

(6) 建築基準法（昭 25 法 201）及び都市計画法（昭 43 法 100）

立体道路制度については、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進とを図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平 14 法 22）2 条 3 項）の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする。

[措置済み（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号））]

(7) 建築士法（昭 25 法 202）

都道府県建築士審査会の委員の任期（30 条 1 項）については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。

(8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭 26 法 97）

災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019 年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。

(9) 道路運送法（昭 26 法 183）

自家用有償旅客運送者（79 条）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る 78 条 3 号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。

- ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者（又はそれを代表し得る者）等を構成員に含む協議会等（地域公共交通会議（施行規則 9 条の 2）を含む。）の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に 2018 年度中に通知する。
- ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。
- ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、

引き続き検討する。

(10) 道路運送法（昭 26 法 183）、鉄道事業法（昭 61 法 92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）及び交通政策基本法（平 25 法 92）

(i) 道路運送法 94 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭 39 運輸省令 21）2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法 55 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭 62 運輸省令 9）2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 4 条 4 項及び交通政策基本法 10 条、12 条、27 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に 2018 年度中に通知する。

また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(11) 公営住宅法（昭 26 法 193）

家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等（34 条）の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(12) 宅地建物取引業法（昭 27 法 176）

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則 14 条の 11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019 年中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 道路法（昭 27 法 180）

- (i) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。
- (ii) 不用物件の管理期間（92 条 1 項及び施行令 38 条）については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 航空法（昭 27 法 231）

国土交通大臣の許可（132 条）又は承認（132 条の 2）を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が 10 時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018 年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。

(15) 砂利採取法（昭 43 法 74）

砂利採取計画については、2018 年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更（20 条 2 項）として取り扱う事項を規定する。[再掲]

（関係府省：経済産業省）

(16) 都市計画法（昭 43 法 100）

- (i) 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭 26 運輸省令 75）9 条の 2）等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令 21 条 26 号（地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設）に該当し得る旨を、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

- (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。
- (iii) 都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則 13 条）については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019 年中に省令を改正する。
- (iv) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令 25 条 6 号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村（特別区を含む。）と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に 2019 年中に周知する。
- (v) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19 条 3 項（21 条 2 項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019 年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。

(17) 国土利用計画法（昭 49 法 92）

土地売買等の事後届出（23 条 1 項）の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村（特別区を含む。）においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(18) 統計法（平 19 法 53）

法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

- (i) 生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。
- (ii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。

【環境省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

(2) 火薬類取締法 (昭 25 法 149)

(i) 火薬類の譲受けの許可 (17 条) については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平 14 法 88) 18 条の 2) 等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業 (同法 14 条の 2) を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。[再掲]

(関係府省：警察庁及び経済産業省)

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。[再掲]

(関係府省：警察庁及び経済産業省)

(3) 建築基準法 (昭 25 法 201)

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限 (51 条) については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：国土交通省)

(4) 自然公園法 (昭 32 法 161)

国立公園事業取扱要領 (平 23 環境省自然環境局) 第 10 の 1 (7) に定める国立公園事業の執行の協議 (10 条 2 項) 又は認可 (同条 3 項) の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当

該要件を明確化し、都道府県に 2019 年 9 月までに通知する。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9 条の 3 の 3）については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。

また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を 2018 年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して 2019 年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。

あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防法（昭 25 法 247）に基づき市区町村が行う犬の登録（同法 4 条）の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：厚生労働省）

(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平 7 法 112）

市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成 28 年 5 月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委

員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：経済産業省)

(8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

(i) 都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。

[措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)]

(ii) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。

(iii) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：経済産業省)

(9) 土壌汚染対策法(平14法53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）に関し、都道府県知事等が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とするよう、2018年度中に省令を改正する。

また、土壤の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化するため、都道府県等に2018年度中に周知する。

(10) 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。[再掲]

（関係府省：内閣府）

(11) 地域環境保全対策費補助金

地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。

(別紙)

移譲後の措置

【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
施行令33Ⅱ	事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。)に関する経済産業大臣の権限	自治事務		

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
施行令12①	同項各号に掲げるもののうち、その行う事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属する協業組合であってその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関する権限	自治事務		
施行令12②	同項各号に掲げるもののうち、その資格事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属する商工組合であってその地区が都道府県の区域を超えるもの(その地区が全国であるものを除く。)に関する権限	自治事務		

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
施行令33Ⅲ	事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。)に関する国土交通大臣の権限	自治事務		

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
施行令 12①	同項各号に掲げるもののうち、その行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関する権限	自治事務		
施行令 12②	同項各号に掲げるもののうち、その資格事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの(その地区が全国であるものを除く。)に関する権限	自治事務		